

埼玉県のアレルギー疾患医療提供体制について

県では国の通知に基づき県アレルギー疾患医療拠点病院を指定し、今後、アレルギー疾患医療連絡協議会において拠点病院を中心とした医療提供体制を検討する。

「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」
(平成 29 年 7 月 28 日厚生労働省健康局長通知)

都道府県の中でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関を都道府県医療拠点病院として選定する。



○埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院

埼玉医科大学病院（平成 30 年 3 月 23 日指定）

<医療拠点病院の役割>

- ① 診療 必要に応じて関係する診療科が連携した、重症及び難治性アレルギー疾患の正確な診断・治療・管理
- ② 情報提供 患者や家族に対する講習会等の定期的な実施
都道府県と協力し、地域住民に対する啓発活動の実施
- ③ 人材育成 アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の資質向上のための研修の実施
保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する研修の実施
- ④ 研究 アレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析の実施
国の長期的、戦略的な大規模な疫学調査や臨床研究等に協力
- ⑤ その他 学校や児童福祉施設等が抱える諸問題に対し、市町村の教育委員会や関係部局に対する医学的見地からの助言

■平成 30 年度の県委託事業

1 アレルギー疾患 県民情報提供事業

- ① アレルギー疾患講演会
県民向け講演会の開催
- ② アレルギー疾患相談窓口 (H30. 6. 1～)
患者・家族、学校や保育所等の職員からの相談に対応する。
- ③ 医療機関情報提供体制の整備
アレルギー疾患医療の情報を収集しホームページ等で公表する。

2 アレルギー疾患対策 人材育成事業

- ① アレルギー疾患研修会 1
医療従事者向け研修会
- ② アレルギー疾患研修会 2
幼稚園、保育所、行政担当者等に向けた研修会